最終更新日：2018年6月26日

エクセル
代表取締役社長執行役員　大滝　伸明
問合せ先：執行役員グループ管理本部長　岩田　勉
証券コード：7591
http://www.excelweb.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、会社の継続的成長によって社会に貢献することを責務として認識しております。会社の継続的成長は、株主およびその他のステークホルダー（顧客・仕入先・社員・地域社会）との協調により果たせるものです。
当社は、株主の権利を尊重し平等性を確保すること、会社情報を適切に開示し透明性を確保すること、取締役会の役割・責務を適切に遂行すること、株主との建設的な対話を進めることを主眼に、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

すべての原則について、２０１８年６月改訂前のコードに基づき記載しております。

【補充原則１－２－（４）　プラットフォームの利用と招集通知の英訳】
２０１７年６月２３日開催の定時株主総会より、議決権行使プラットフォームの利用を開始しました。招集通知の英訳につきましては、海外機関投資家の比率等を勘案し実施を検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

すべての原則について、２０１８年６月改訂前のコードに基づき記載しております。

【原則１－４　政策保有株式の保有・議決権行使の方針】
当社における政策保有株式は、取引先との長期的・安定的な関係の構築、円滑な取引の継続を通じ、当社の中長期的な企業価値向上に資する目的で保有しております。
保有する株式については、当社の企業価値の向上、リターンとリスク等の見地から毎年検証し、その結果を取締役会に報告しており、保有の必要性が薄れた株式については取引先企業の理解を得た上で売却を進めます。
議決権行使につきましては、当該取引先の持続的な企業価値向上を通じた取引関係の維持を図るとの観点から議決権を行使しております。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社は、原則として当社の役員と取引を行わないこととしておりますが、取引を行う場合はその取引の規模、内容等を十分に審査し、取締役会での承認を得て行います。
また、主要株主との取引は、一般的な取引と同様に所定の決裁基準に基づく承認を得て行うこととしております。

【原則３－１　情報開示の充実】
（１）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社では企業理念Ｅｘ２１及び中期経営計画を定め、ホームページに掲載しております。
ホームページのURLは次のとおりです。　http://www.excelweb.co.jp
（２）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書１－１．基本的な考え方に記載しております。
（３）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
本報告書２－１．機関構成・組織運営に係る事項、取締役報酬関係に記載しております。
（４）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
取締役候補者は、その能力、識見、人物に秀れ、かつ経営に対する責任感、姿勢（バランス）においてもふさわしい者を、社内または社外から指名し、取締役会、監査等委員会において承認を得ることとしております。
（５）取締役会が上記（４）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
株主総会招集通知に略歴等を記載し、取締役候補者および社外取締役候補者について、選任理由を開示します。

【原則４－１－（１）　経営陣に対する委任の範囲】
当社では、取締役会規則に基づき、取締役会の決議を要する重要な事項を定めております。また、監査等委員会設置会社への移行後は、重要な業務執行の決定の一部を社長に委任することにしております。その他、職務権限規程により、役職毎の職務権限を定めております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準】
当社は、以下の事項に該当しない場合、当該社外役員に独立性があると判断します。
（１）「過去３事業年度のいずれかにおいて、当社の連結売上の２％以上を占める取引先」の業務執行者
（２）「過去３事業年度のいずれかにおいて、当社グループが売上２％以上を占める取引先」の業務執行者
（３）「過去３事業年度のいずれかにおいて、当社の連結総資産の２％以上を占める借入先」の業務執行者
（４）「過去３事業年度のいずれかにおいて、出資比率１０％以上の当社の主要株主及び出資者」の業務執行者
（５）過去３事業年度のいずれかにおいて、当社から年間１０百万円超の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
（６）過去３事業年度のいずれかにおいて、当社の会計監査人又は会計参与である公認会計士又は監査法人の社員又はパートナーである者
（７）当社及び連結子会社の取締役等の配偶者または二親等以内の親族

【補充原則４－11－（1）取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社の取締役会の構成は、各担当部門に関する豊富な経験と優れた知見を有する者を選任することとしております。また、社外取締役は企業経営の実務経験、会計・財務に関する知見、法律・コンプライアンスに関する知見等を有する者を選任することとしております。取締役の人数は上記の考え方を基に、迅速な意思決定が出来る人数としております。

【補充原則４－11－（2）取締役の他の上場会社との兼任状況】
該当事項はありません。

【補充原則４－11－（3）　取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要】
当社では、取締役全員を対象にアンケートを実施し、その結果を取締役会に報告しております。このアンケート結果を踏まえた取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要は次のとおりです。
（1）取締役会の構成
取締役の員数、当社の経営および財務・会計・法務等に関する知識や経験、独立社外取締役の人数等は概ね適切である。
（2）取締役会の運営
取締役会の開催頻度、審議時間は概ね適切で、社外取締役の意見を取り入れた活発な議論が行われているが、議論をより深めるにあた り、取締役会資料の配布時期や資料の内容・分量について、更なる検討の余地がある。
（3）社外取締役に対する情報提供
審議事項に対する事前説明について、改善が必要である。
（4）総合評価
取締役会は、全体としてその役割・責務を概ね果たしている。

【原則４－14－（2）取締役のトレーニングの方針】
当社では、新任取締役が法務・コンプライアンス及び財務会計・経営指標に関する知識習得を目的とした外部セミナーを受講することとしております。
また、その他の取締役は職務執行に必要な知識の習得のため、社外セミナーや加盟団体の勉強会等に随時参加することとしております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、企業理念として「私たちは、企業は公器であることを認識し、全ての顧客・仕入先・社員・社会・株主に会社の継続的な成長によって満足を提供します」と謳っております。この企業理念の下、株主様に対し透明性の高い経営を行い、正確な情報を迅速に提供することを基本姿勢としています。
株主の皆さまとの対話を統括する責任者は取締役グループ財務本部長としており、対話・問合せの窓口は、総務人事部長としております。
株主の皆さまとの建設的な対話を促進するため、社内の関係部門は決算や業績予想の他経営戦略等について経営会議等の会議での討議、報告等を通じ情報を共有しております。アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を年２回開催するほか、電話等による個別の問合せにも対応しており、問合せの内容につきましては適宜、経営者にフィードバックしております。
決算説明会での説明者、個別問い合わせへの応対者を限定し、インサイダー情報が外部へ漏れないよう留意しております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
野村　絢（常任代理人　三田証券株式会社）	801,400	9.25
ビービーエイチ　フオー　フイデリテイ　ロー　プライスド　ストツク　フアンド（プリンシパル　オールセクター　サブポートフオリオ）（常任代理人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）	758,900	8.76
株式会社Ｃ＆Ｉ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	740,000	8.54
株式会社オフィスサポート	566,700	6.54
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー　５０５２２４（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	289,800	3.34
中島　章智	257,600	2.97
ＤＦＡ　ＩＮＴＬ　ＳＭＡＬＬ　ＣＡＰ　ＶＡＬＵＥ　ＰＯＲＴＦＯＬＩＯ（常任代理人　シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	218,300	2.52
株式会社リョーサン	211,200	2.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	209,000	2.41
株式会社みずほ銀行（常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社）	204,000	2.35

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

１．当社は自己株式を420,540株所有しており大株主に該当しますが、上記の大株主から除いております。
２．株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行およびその共同保有者である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社、三菱ＵＦＪ投信株式会社、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社から平成25年12月2日付の大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、平成25年11月25日現在、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が102千株（株券等保有割合1.12%）、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が239千株（株券等保有割合2.63%）、三菱ＵＦＪ投信株式会社が18千株（株券等保有割合0.20%）、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が15千株（株券等保有割合0.17%）、計375千株（株券等保有割合

4.14%）の当社株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成30年３月31日時点における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は平成30年４月１日付で株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。
３．エフエムアール　エルエルシー（ＦＭＲ　ＬＬＣ）から平成25年3月25日付の大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、平成25年3月18日現在、1,181千株（株券等保有割合13.00%）の当社株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成30年３月31日時点における実質所有　株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
４．平成27年8月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ゴールドマン・サックス証券株式会社およびその共同保有者であるゴールドマン・サックス・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーが、平成27年8月14日現在、ゴールドマン・サックス証券株式会社が10千株（株券等保有割合0.12%）、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが279千株（株券等保有割合3.08%）、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーが49千株（株券等保有割合0.54%）、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーが0株（0%）、計339千株（株券等保有割合3.73%）の当社株式を保有している旨が記載されているものの、当社として平成30年３月31日時点における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
５．平成29年2月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるみずほ信託銀行株式会社、アセットマネジメントOne株式会社が、平成29年1月31日現在で株式会社みずほ銀行が204千株（株券等保有割合2.25%）、みずほ信託銀行株式会社が24千株（株券等保有割合0.26%）、アセットマネジメントOne株式会社が227千株（株券等保有割合2.50%）、計455千株（株券等保有割合5.01%）の当社株式を保有している旨が記載されているものの、当社として平成30年３月31日時点における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
都甲　和幸	公認会計士								△			
大宮　竹彦	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
都甲　和幸	○	○	都甲和幸氏は平成20年6月末まで当社の会計監査人である三優監査法人に勤務しておりましたが、平成30年7月1日で同監査法人を退所して10年が経過します。現在は個人で公認会計士事務所と経営コンサルタント会社を経営しております。	都甲和幸氏は、公認会計士としての専門知識や経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その知見から経営に対する有益な助言と、企業活動全般にわたる客観的・中立的な監査をしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任したものです。当社と都甲和幸氏の現経営会社とは契約関係その他特別な関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、客観的・中立的な立場を保持していると判断し、独立役員として指定したものです。

大宮　竹彦	○	○	弁護士資格を有し弁護士事務所の代表を務めております。	大宮竹彦氏は、弁護士として法律に関する専門的知識と豊富な経験を有しており、その知見から経営に対する有益な助言と、企業活動全般にわたる中立的･客観的な監査をしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任したものです。当社と大宮竹彦氏とは契約関係その他特別な関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、客観的･中立的な立場を保持していると判断し、独立役員として指定したものです。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

1．監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その独立性および指示の実効性を確保するため、任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査等委員会の事前の同意を得ることとしております。
2．監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は内部監査に関しては、監査室と定期的および必要に応じ随時意見･情報交換を行っております。会計監査に関しては、監査法人と年4回の定例報告会開催の他、必要に応じ随時連絡会を開催しております。また、必要に応じ監査法人による事業所監査の立会も行っております。
当社は、監査室が内部統制を所管しており、監査等委員会との定期的情報交換を行うことで相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

内規で、役員賞与の総額について業績連動と規定しているため。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成30年3月期　取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名に対し総額104百万円の役員報酬を支払っております。
監査等委員である取締役5名に対し総額29百万円の役員報酬を支払っております。
うち、社外取締役3名に対する役員報酬は、17百万円であります。
連結報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬は記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、役位ごとの基本報酬と執行役員報酬および役職手当との合計額を基礎とし、会社の業績、従業員の給与等を総合的に勘案して決定いたします。
賞与につきましては、会社の業績、従業員の賞与額等を総合的に勘案し算定した総額を、取締役ごとの業績評価、役位に応じて按分して決定いたします。
この方針は、当社の取締役会の決議によって定めております。
監査等委員である取締役の報酬は、定額報酬として、職位と職務の分担に応じて定められた額を支給しております。この方針は、当社の監査等委員である取締役の協議によって定めております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の職務を補助すべき専任の使用人は置いておりませんが、取締役会を始めとして、重要なる会議への出席の際の資料事前配布、および照会ある際は適切に関係部署から対応しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	― 名

その他の事項 更新

相談役・顧問制度はありますが、元代表取締役で相談役・顧問である者は在籍しておりません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(イ)業務執行に係る事項
当社は、取締役6名(うち監査等委員である取締役3名)で構成する取締役会を原則月一回開催し、法令、定款その他社内規程で定められた事項の決議ならびに取締役および執行役員の業務執行状況の監督等を行っております。また、取締役、執行役員、常勤監査等委員をメンバーとする経営会議を原則月一回開催し、日常の業務執行に関する意思決定ならびに経営課題に関する協議を行っております。更に、拠点長他幹部従業員を集めて原則月一回幹部会議を開催し、業務状況の報告を受け、また業務指示の徹底を図っております。
(ロ)監査等委員および内部監査の組織、人員および監査の手続きの概要
(1)常勤の監査等委員1名、非常勤の監査等委員2名で監査等委員会を構成しております。監査は、期初に定めた監査方針、監査等委員の業務の分担、監査計画に基づき実施しております。各監査等委員は、取締役会に出席し取締役の職務の執行状況の報告を受ける他、その他の重要会議にも出席し、必要に応じて意見を述べ、助言・勧告も行っております。そのほか連結子会社についても営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き業務および財産の状況を調査しております。
(2)内部監査担当部門である監査室(専任1名、兼任1名)が、当社グループ全体の内部監査を計画的に実施し、内部統制システムの整備、運用状況を、財務報告の信頼性、業務の有効性、効率性、法令順守の観点から検証しております。更に、主に社内業務システムから抽出できる異常値管理の他、特定事項について本社管理部門スタッフからの任命により内部監査を行っております。
(ハ)会計監査の状況

当社の会計監査は三優監査法人が行っており、期中、期末決算の本社監査を中心に、実地棚卸、支店営業所往査（含む海外連結子会社）等を行っております。独立監査人の監査報告書には、指定社員業務執行社員公認会計士　小林昌敏、指定社員業務執行社員公認会計士　齋藤浩史の両氏が署名・捺印しております。同監査法人との金融商品取引法上の監査契約は平成7年1月に締結され、平成8年9月期（当時は毎年9月が決算期となっております）の財務諸表から監査を受けております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他4名であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は執行役員制度を導入し、業務執行上の意思決定の迅速化と効率化を図っております。また、常勤の監査等委員1名、非常勤の監査等委員2名で構成する監査等委員会が監査を実施することにより、取締役会の監査・監督機能の強化が図られていると認識し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	会社法で定めた発送期限よりも早く発送することにしております。 第58期定時株主総会招集通知は、開催日の18日前である平成30年６月７日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	第58期定時株主総会を平成30年６月25日に開催
電磁的方法による議決権の行使	2017年６月開催の株主総会より電磁的方法による議決権行使ができるようにいたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2017年6月開催の株主総会より議決権電子行使プラットフォームを導入いたしました。
その他	招集通知に、インタネットによる議決権行使または郵送による議決権行使依頼文を朱記表示。 当社ホームページに株主総会招集通知をはじめ総会関係資料を掲載。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第２四半期決算発表後、速やかに決算説明会を開催。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、報告書、決算説明会資料等を当社ホームページに掲載。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務人事部長がIRの窓口となっております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	法令順守マニュアルで規定。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	企業理念「ＥＸ２１」で社会の一員として、環境保全、法令順守等、企業の社会的責任を果たすことを規定。また、ＣＳＲ推進室を設置し、ＩＳＯ14001の認証維持活動を通じた環境保全活動、環境負荷物質規制に対応するためのグリーン調達活動等を実施。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムについては「内部統制システム構築の基本方針」（平成28年6月24日改定）に基づき実施しております。

1．当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当社は、法令順守及び企業倫理の維持を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として、「企業理念Ex21」並びに 「法令順守マニュアル」を制定し、当社グループの取締役及び使用人に順守を求める。
（2）「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンス、リスク管理、財務報告の信頼性確保等、内部統制全般の管理統轄を行う
（3）監査室によるモニタリングのほか、内部通報規程に基づき、法令・定款等に違反する行為や企業倫理違反行為等の内容を会社に通報する窓口を社外及び社内に設置し、社内自浄能力の向上を図る。また、通報を行った者に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁ずる。
（4）反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、所轄警察署と連携し、毅然とした態度で対応する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）取締役の職務の執行に係る情報については、法令並びに取締役会規則及び文書保存規程に従い適切に保存及び管理を行う。
（2）上記の情報について、取締役が必要時に検索、閲覧可能な体制を維持する。

3．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）事業活動・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの他、様々な潜在的リスクの抽出・評価・対策に取り組むとともに、リスクが発生した際は、対策チームを設置し、迅速に対処する。
（2）業環境の変化等に応じて、リスク管理体制や債権管理規程、在庫管理規程等の関連規程を見直し、当社グループの取締役及び使用人にその内容を周知徹底する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）執行役員制度を活用し、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、迅速かつ効率的な経営を推進する。
（2）取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
（3）業務令、業務分掌規程、職務権限規程等において、業務執行の責任者及び権限を定め、効率的な意思決定を図る。

5．当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）グループ会社に対する役員の派遣等を通じて、グループ会社の運営を監視、監督する他、監査室が当社グループの内部統制の整備、運用状況を、財務報告の信頼性、業務の有効性、効率性、法令順守等の観点から検証することにより、業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
（2）グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社へ適宜報告することを義務付ける。
（3）当社グループ全体の中期経営計画及び年度事業計画の策定並びに当社グループ全体の経営指標の導入等を通じ、当社グループにおける職務の執行が効率的に行われる体制の整備に取り組む。

6．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1）監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その独立性及び指示の実効性を確保するため、任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査等委員会の事前の同意を得る。
（2）監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

7．当社グループの取締役及び使用人から監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
（1）当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ各社の経営、業績に重大な影響を及ぼす事項や重大な法令・定款違反行為を発見したときは、監査等委員会に報告する。また、当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、業務執行状況の報告を行うとともに、業務及び財産の調査に協力する。
（2）監査等委員会に報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
（3）当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議、内部統制委員会等の重要会議に出席する機会を確保する。

8．監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

9．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）代表取締役社長は、監査等委員会と定期的に意見交換会を開催する。
（2）監査室は、監査等委員会と定期的に情報及び意見交換を行い、監査の実効性の向上に努める。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

法令順守マニュアルに反社会的勢力との絶縁を規定し、当社グループとして反社会的勢力および団体と絶縁することを宣言し、役職員が反社会的勢力および団体と絶縁以外の目的で接触することを禁止しております。また、問題発生時に速やかに総務人事部へ連絡するとともに、「特殊暴力防止対策協議会」に加盟し、問題発生時は直ちに所轄警察署と連携し対応できる体制としております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特別なルール等の策定はしておりません。今後の企業を巡る社会･経済情勢を勘案して判断していく所存であります。

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社は有価証券の発行体として企業情報の適時･的確な開示が、投資者の投資判断にとって最も基本的かつ重要であることを銘記し、またこの開示が適正になされることにより資本市場の公正な運営が担保されるとの認識の下、その有価証券が取引される株式会社東京証券取引所の諸規則、ガイドライン等に準拠しつつ適時･的確な企業情報の開示に努めます。
当社の決定事実、発生事実、決算情報、業績予想･配当予想の修正等、その他の情報、および子会社の情報は当社の組織において我が国の関係法令、当社定款および諸規則に則り決定され、または各種情報源からの情報により認識され、代表取締役社長執行役員に報告された後、取締役会を経て開示される体制となっております。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図

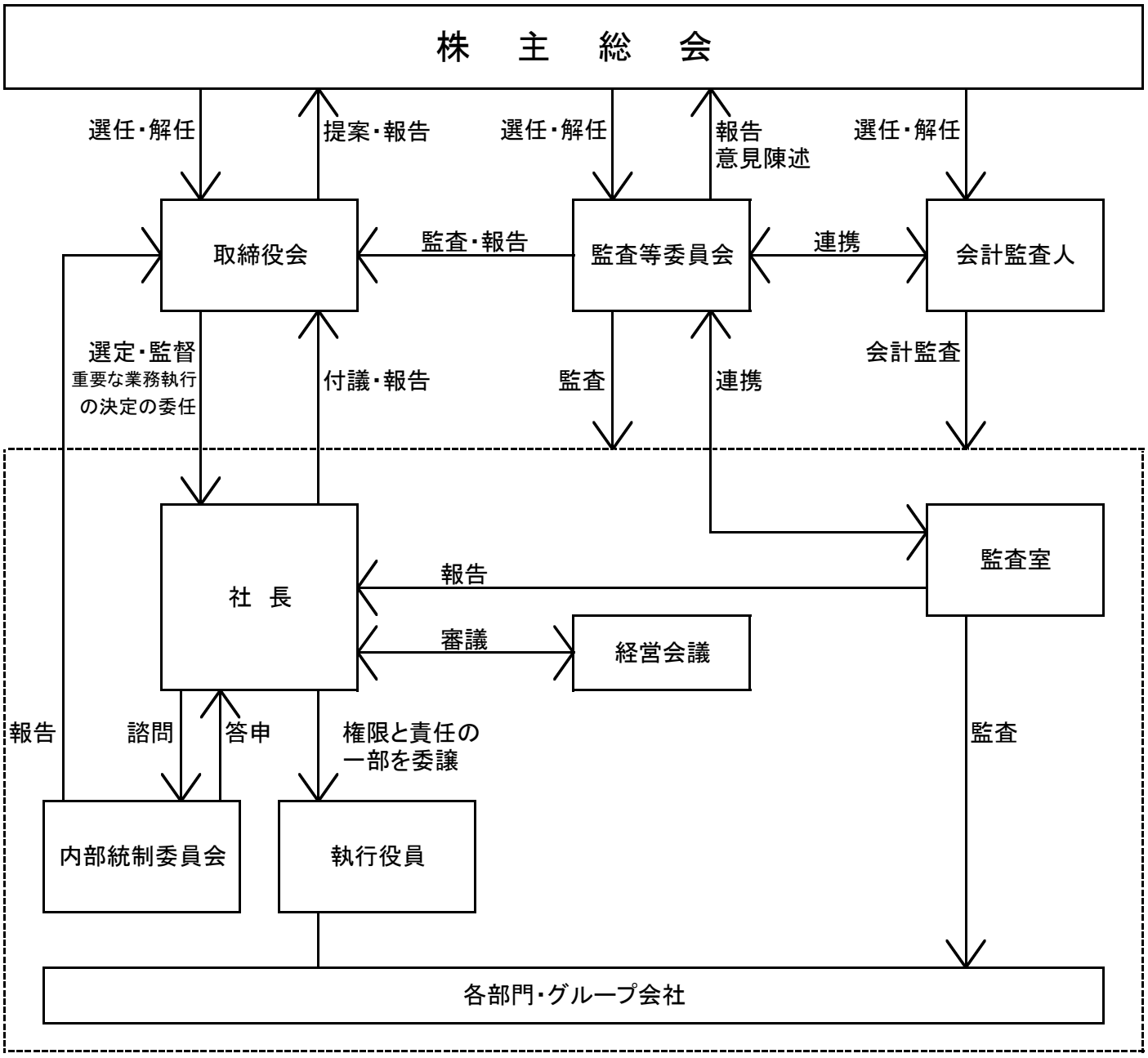

適時開示体制の模式図

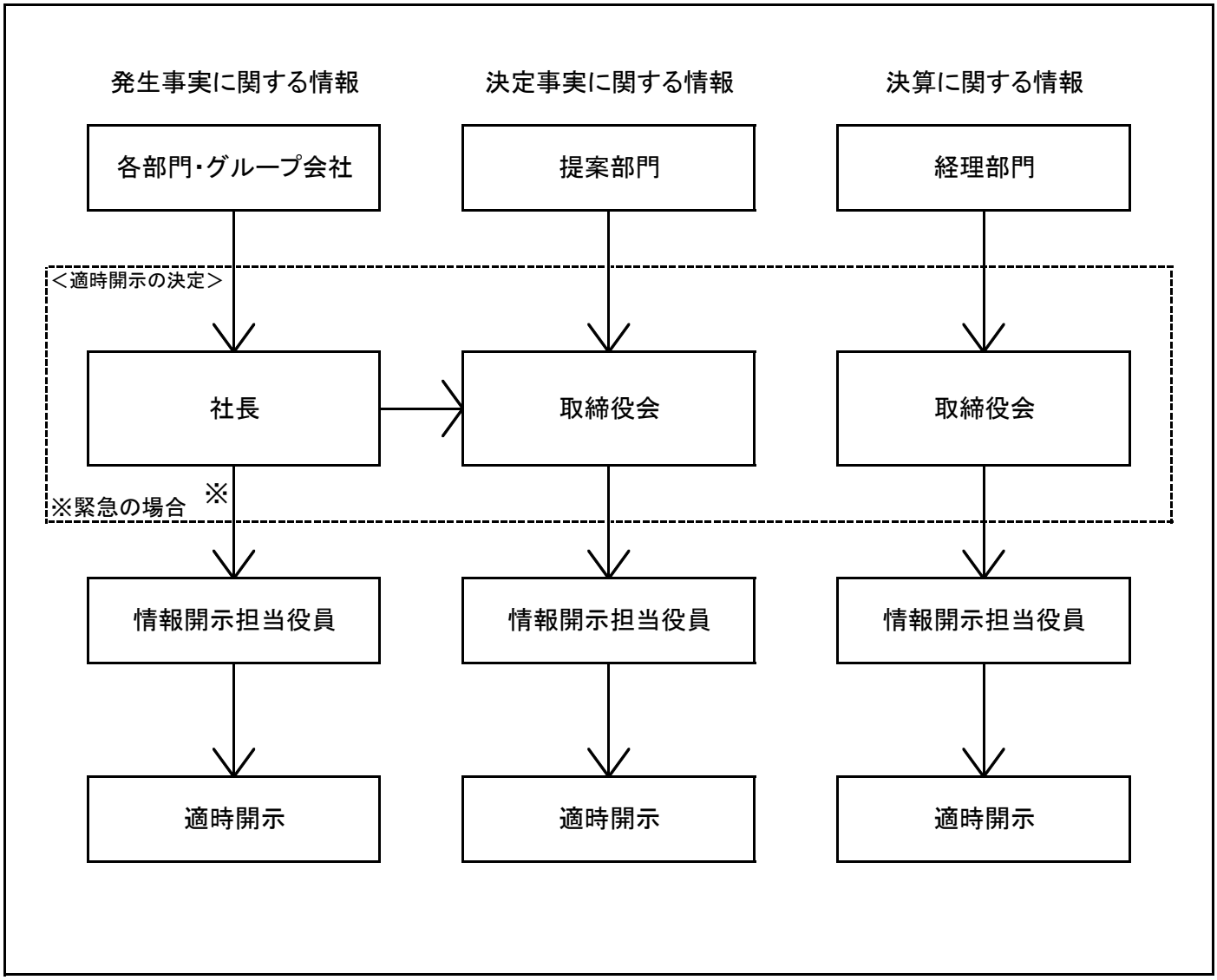
発生事実に関する情報
決定事実に関する情報
決算に関する情報
各部門・グループ会社
提案部門
経理部門
＜適時開示の決定＞
社長
取締役会
取締役会
※
※緊急の場合
情報開示担当役員
情報開示担当役員
情報開示担当役員
適時開示
適時開示
適時開示